

幼稚園・小中学校の保護者の皆様へ

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

新型コロナウイルス感染防止の徹底について (お願い)

平素より学校の感染防止対策へのご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にありますが、本市においても、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

つきましては、下記の項目についてご確認いただき、学校における感染拡大防止へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

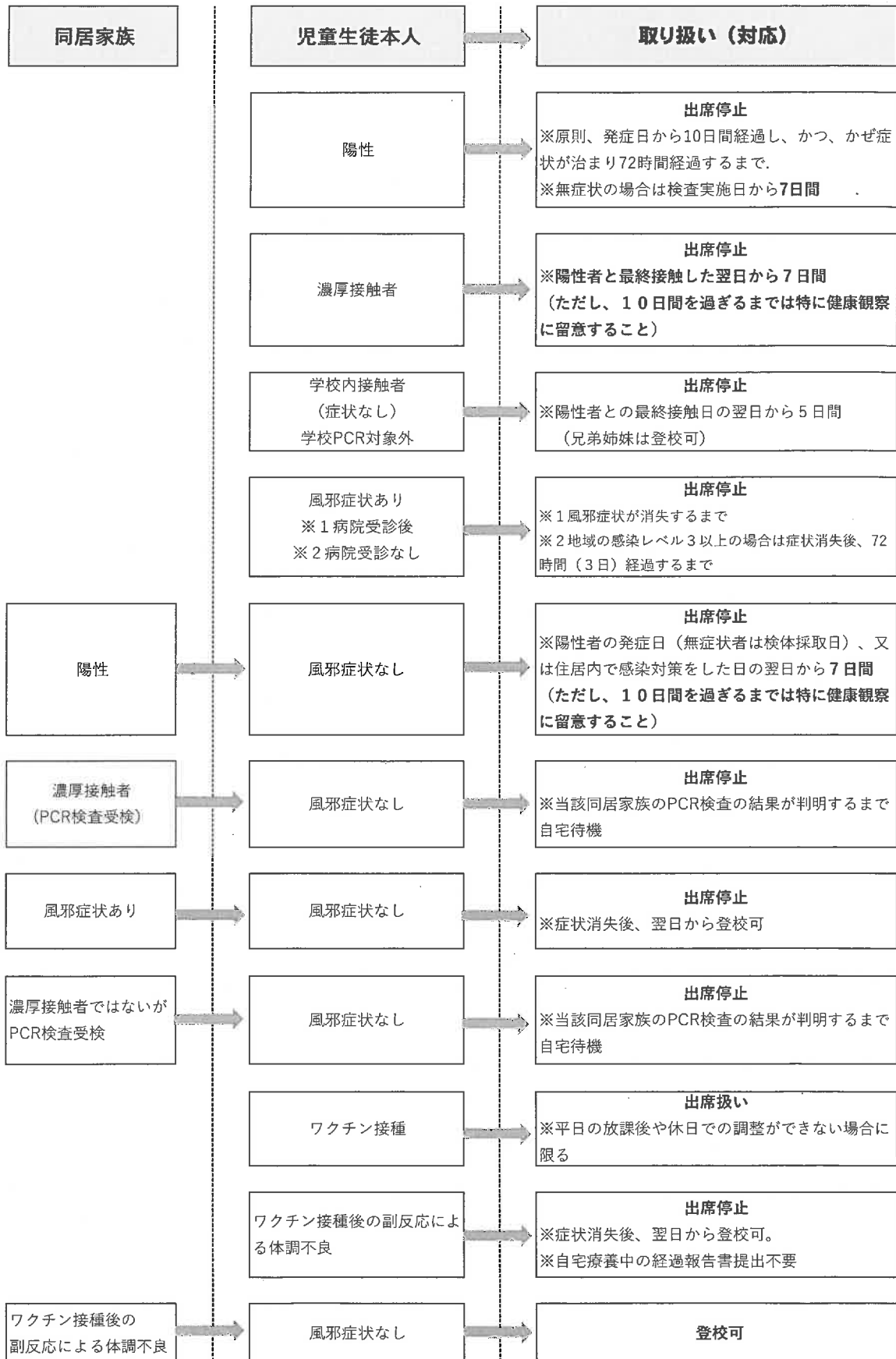
記

- 1 家族に体調不良者がいる場合は、お子さんの登校をお控えください。
 - 2 同居家族がPCR検査を受ける予定がある場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。
 - 3 同居家族がPCR検査を受ける場合は、検査結果が出るまでは、お子さんの登校を控え、自宅で感染予防対策の徹底をお願いします。
 - 4 ご家族のPCR検査結果が判明した際は、速やかに学校に連絡をお願いします。
(ご家族が「陰性」であった場合には、お子さんはその翌日から登校再開となります。)
 - 5 お子さんが「陽性」であった場合には、保健所の助言に従ってください。
(お子さんが「陽性」であるが、かぜ症状等がない場合は、検査した日から7日間の自宅待機となり、8日目から出席可能となります。ただし、10日を過ぎるまでは特に健康観察に留意し、人込みなど感染リスクの高い場所の利用や会食などは避けるようにしてください。)
 - 6 ご家族の検査結果が「陽性」であった場合には、保健所の助言に従ってください。
 - 7 お子さんが「濃厚接触者」として認定された場合は、原則、陽性者の発症日(無症状病原体保有者の場合は検体採取日)又は住居内で「感染対策」を講じた日のいずれか遅い方を0日目として7日間(8日目に解除)とする。ただし、10日を過ぎるまでは特に健康観察に留意してください。具体的な日数については保健所と確認をお願いします。
※ここで言う「感染対策」とは、日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策のことです。
 - 8 児童生徒が学校内において接触者となり、5日間の自宅待機の場合の際は、兄弟姉妹は登校可です。
- ※上記1～7について、お子さんは「出席停止」となり、「欠席」の扱いとはなりません。

新型コロナウイルス感染症関連で欠席した場合の取り扱いについて

令和4年2月7日 宜野湾市教育委員会

新型コロナ感染症関連で学校を欠席した場合の取り扱いを以下のとおりとします。判断に迷う場合については、学校に相談してください。



※本人に症状がある場合は、原則病院受診やPCR検査を実施し、医師や保健所の指示に従う。

※「感染対策」とは、日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策のことです。

※1月11日より当面の間、学校PCRの対象者は濃厚接触者のみとなり接触者の検査は行わないこととなりました。